

草の根市民基金・ぐらん
Citizen's Fund Grand

アジア草の根助成

2017年度応募要項

20171013改訂ver.

『草の根市民基金・ぐらん』は、一般の皆さまからの寄付によって運営されている「市民による市民のための助成の仕組み」です。

草の根の市民活動を応援するために、生活クラブ生活協同組合によって1993年に発足しました。現在は認定NPO法人まちぽつとによって運営され、都内とアジアを中心に活動するNPO・NGOなどの市民団体に支援を行っています。

この基金は、行政や企業がつくった基金ではなく、市民活動をすすめる意志を持った多くの人びとが、自ら拠出してつくった基金です。既に大きく事業展開している活動にではなく、小さくとも社会にとって必要な団体、活動が始まったばかりの団体を応援しながら、共に発展していくことを目指しています。

助成金額は決して大きくありませんが、ほかの多くの助成とは違い、お金の使用用途を、現場で使いやすいように可能なかぎり広く認めています。

応募要項をよくお読みいただき、ふるってご応募ください。



草の根市民基金・ぐらん運営委員会

1. 基本的な考え方

『草の根市民基金・ぐらん』は 市民セクターづくりに貢献します

今日、市民が連帯して自ら問題を解決するとともに、新しい社会のしくみやルールをつくりだしていく必要性が高まっています。特に、地球環境、地域福祉、教育、まちづくり、海外との開発協力などの課題は、行政にサービスや規制を求めるだけでは不十分で、市民自らが参加し、知恵・汗・お金を出しあってこそ、対応できるものです。

これまでの日本社会は、企業・行政という二つの大きな経済セクターが中心でしたが、いま、市民の協同・公益的な活動が新たな経済部門としてとらえられ、注目されています。

草の根市民基金・ぐらんは、地球上でのできごとを視野にいれながら、市民の自治と協同にもとづく地域社会を担う市民セクターの拡充に寄与していきたいと考えています。

市民活動の新しい担い手を応援します

地域社会をつくりだそうとするとき、次のような活動が求められています。

- 専門的な知識を活用して、政策を提案していく活動
- 問題がおきた後で対処するのではなく、問題を先取りしていく活動
- 行政まかせではなく、継続する事業として市民自らがすすめる活動

これらの活動はお互いに関連しあって、市民の参加や自己成長を促し、自治を拡大していくことにつながるでしょう。また、国をこえた人びとの交流が深まる中で、地域での活動が海外にも目をむけ協力し学びあう活動として展開される必要もあります。

草の根市民基金・ぐらんは、とくにこうした指向性をもつ活動を応援します。



社会貢献・自主性・非営利・公開が原則です
ぐらんは、以下の原則をもとに助成します。

原則1：社会貢献

私的な利益を求めるのではなく、社会の協同・公共の利益を追求していること。

原則2：自主性

メンバーの自発性にもとづき民主的に運営されて、他の団体から独立していること。

原則3：非営利性

その活動・事業から生じる利益を、構成員で分配していないこと。(必要経費は除外します)

原則4：情報公開

市民団体が、活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。

2. アジア草の根助成

1. 助成

(1)2017年度助成方針

- アジアの市民活動を支援している日本のNGO等の市民団体に新規の助成を行います。

アジアには冷戦終結後も先進国による利権争いの道具として、または、戦場として絶え間ない不幸な歴史が繰り返されている国々が多く含まれます。持続可能な環境、社会作りがそこに暮らす人々の手で行われることが急務です。

私たちは同じアジアの一員として助成を行うことで、あらためてその国のことを学び、人を知ります。そして、お互いを理解しあうことで平和の礎を築いていきます。

複雑な政治的駆け引きから本当に必要な人に必要な支援が行き着かない現状もある中で、必要な支援をとどけることができる、市民間での顔の見える助成を行います。

(2)助成の対象となる団体

- アジア諸国で、地域の市民活動を応援する市民団体に助成します。対象国及び地域について、ご不明な場合はお問合わせください。

* 団体の規模、設立年、活動歴、構成員の国籍を応募の条件とはしません。

* 2015、16年度の助成団体は助成対象となりません。

(3)助成額および助成期間

- **新規1団体に対して年間50万円を**、原則として2年間継続して助成します。
- 2年目の助成については、中間審査によってその是非を判断します。よって、助成の対象となる事業期間は2年間(2018年4月～2020年3月)となります
- 助成事業が1年目で終了した場合、または、助成事業の目的が大きく変更となり、草の根市民基金・ぐらんの基本的な考え方と外れていると中間審査で判断した場合は、2年目の助成は行ないません。

(4)助成の対象となる費用

- 経常的な運営費の一部
(会議費、交通費、講師謝礼、資料購入費、臨時的な人件費の一部など)
 - 事業立ち上げのための費用
(人件費、広報費、コピー・FAX・PCなどの購入費、事務所賃貸料の一部など)
- * 営利に供する費用は対象となりません。

(5)活動分野の例

- 応募団体の活動分野・テーマは特に限定しません。過去の実績として以下のような活動に助成しています。
 - * スリランカ北部の、生活手段を失った女性の自立支援と子どもへの栄養・保育支援
 - * ラオス人作家による絵本の現地出版と作家の育成
 - * タイ国北部における農村堆肥ネットワークの育成
 - * フィリピンにおける紛争によって被害を受けた子どもの平和構築事業

→詳しくはぐらんウェブサイトの「助成金の申請」ページ内「よくあるご質問」をご覧ください。

2. 応募の方法

(1)応募の流れ



応募は郵送またはwebどちらかを選択できます。

※全ての応募には申請が必要です。申請されませんと応募ができませんのでご注意ください。

申請は、ぐらんのウェブサイトの「助成金の申請」ページの「申請する」ボタンからのフォームをご利用ください。

<https://citizensfund-grand.org/about/applicant/entry>

フォームのご利用が難しい場合はお電話でお問い合わせ(03-5941-7948 / 平日10:00-17:00)下さい。

申請受付後、事務局から応募用紙が発行されます。この応募用紙と必要書類を合わせて応募してください。

● 応募に必要な書類

1. 「アジア草の根助成」応募用紙
2. 団体の規約(またはそれに準ずるもの)
3. ニュース類(活動内容が分るもの)
4. 決算書・予算書

申請受付期間

申請:2017年10月2日(月)～

11月13日(月)18:00迄

※締切間際は混雑により応募用紙発行が遅れることもありますのでお早目の申請をお願いします。

応募締切: 2017年11月20日(月)

上記に定める期間に、応募用紙に必要な事項を記入し、上記1～4までを提出してください。

郵送の場合:簡易書留で同封してください(11月20日当日消印有効)。

応募用紙送付先

〒160-0021

新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル501

認定NPOまちぼっと「草の根市民基金・ぐらん」

webからの応募:全てのデータをPDFにして応募用紙記載のアドレスに送信してください(11月20日23時59分まで)。

※応募書類の持ち込みは受け付けていません。

3. 選考

(1)選考

- 草の根市民基金・ぐらん運営委員会があたります。
- 応募用紙の記載が事実と異なる場合、この基金の趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象になりません。

(2)ヒアリング

- 運営委員または事務局が必要に応じて応募団体からのヒアリングを行ないます。

(3)書類選考

- 選考対象となる応募団体が多数の場合は、下記(6)の選考基準により公開選考会への参加団体を書類で選考します。

(4) 事前投票(ポイントアクション)

- 公開選考会参加団体を対象として草の根市民基金・ぐらんへの寄付者による「事前投票(ポイントアクション)」を行ない、その結果は公開選考会に反映されます。

(5) 公開選考会

- 助成の決定は書類選考を通過した団体を対象にして公開で行ないます。公開選考会は**2018年2月24日(土)午後**に都内で行います。当日不参加の場合、棄権の取扱いになりますので、ご注意ください。

(6) 選考基準

- 助成先を選考するにあたって、下記の視点に重点を置きます。
- ☆ **社会貢献**＝私的な利益だけでなく、社会の協同・公共の利益を追求すること。
- ☆ **自主性**＝構成員の自発性にに基づき、民主的に運営されていること
- ☆ **公開性**＝活動内容や財務状況を自ら積極的に公開していること
- ☆ **先駆性**＝従来の慣習にこだわらず、進んで新しいことに挑戦すること
- ☆ **継続性**＝継続する事業・活動として、市民自らが進めること
- ☆ **発展性**＝活動や事業を通じて人や組織も育ち、波及効果が予想されること
- ☆ **地域コミュニティ**＝現地の課題に即している、また現地の人を巻き込んで活動していること
- ☆ **資金調達**＝他の方法による資金調達が比較的困難な活動
- ☆ **事業実施能力**＝団体・事業の財政責任が十分に確保されている活動

4. 決定および助成の実施

(1) 決定の通知

- 決定は当該団体に文書で通知するとともに、ぐらんの会報、HP等に掲載します。
- 助成を受ける団体は「草の根市民基金・ぐらん運営委員会」と覚書を交わします。

(2) 助成金の支払い

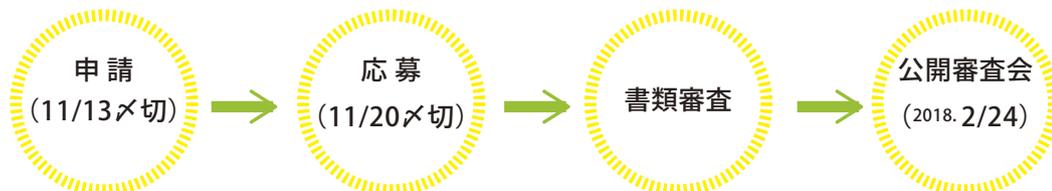
- 覚書を交わした後、当該団体と相談のうえ1カ月以内を目途に支払います。

5. 報告書の提出、中間審査および報告会への参加

- 助成を受けた団体は、2019年の指定した期日までに中間報告書を運営委員会に提出し、その後中間審査を受け、継続助成の是非を審査されます。
- 継続助成を受けた団体は、2020年の交流集会で最終報告を行なっていただきます。また2019年の交流集会についても参加をお願いする予定です。
- 活動実績・成果・課題・収支報告・写真などを含む内容の最終報告書の提出を義務とします。報告書は、寄付者に寄付金の活かされ方を報告し、今後の草の根市民基金・ぐらんの運動を広げていくことを目的としています。

助成後につきましては、写真の提供のほか、助成による活動中は、団体のウェブサイトや広報物に「草の根市民基金・ぐらんから助成を受けています」等の文言を入れるなど、広報へのご協力をお願いします。またイベント等のお知らせをいただければぐらんのホームページ等で紹介していきます。

【2017年度草の根助成の流れ】



下記内容は、「草の根市民基金・ぐらん」のホームページをご覧ください。お電話でも受け付けています。

- ・これまでに助成を受けた団体の情報や、選考会の様子など
- ・応募用紙の書き方と要項のダウンロード
- ・応募に関するご質問は【お問い合わせ】フォーム

<http://citizensfund-grand.org/> TEL: 03-5941-7948 (平日10:00-17:00)

草の根市民基金・ぐらん事務局 認定NPO法人まちぼっと 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13ASKビル501
TEL: 03-5941-7948(平日10:00-17:00) FAX: 03-3200-9250 <http://machi-pot.org/> Mail: info@machi-pot.org
発行日: 2017年10月1日 発行責任者: 草の根市民基金・ぐらん運営委員長 土谷 雅美